

火災統計

平成29年の火災概要

近年、火災は全国的にも減少傾向で、桑名市消防本部の統計(表1)でも現在の消防体制(桑名市、いなべ市、木曾岬町及び東員町を管轄)となった平成元年以降昨年(平成29年)に続き2番目に少ない件数となっています。

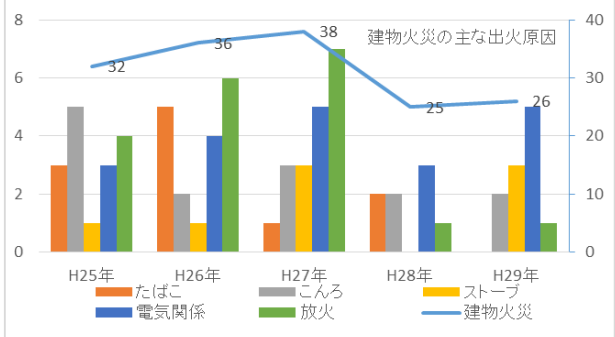
建物火災(26件中16件が住宅火災)では最も多かった平成11年(60件)の半数以下となりましたが、死傷者の発生に至っては、住宅火災によるものが大半で、昨年の死傷者は12人、過去10年間の平均値15・7人に比べ少な

表1 地区別火災件数 ()は建物火災件数

火災件数	桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町
H25年	95 (32)	66 (24)	20 (3)	3 (2)
H26年	100 (36)	57 (19)	28 (10)	1 (1)
H27年	69 (38)	32 (20)	18 (9)	5 (3)
H28年	50 (25)	34 (18)	11 (7)	0 (0)
H29年	61 (26)	38 (18)	16 (4)	3 (1)
平均	79 (31)	45 (19.8)	19 (6.6)	2 (1.5)

表2 建物火災の主な出火原因

建物火災	たばこ	こんろ	ストーブ	電気関係	放火
H25年	32	3	5	1	3
H26年	36	5	2	1	4
H27年	38	1	3	3	5
H28年	25	2	2	0	3
H29年	26	0	2	3	5
平均	31.4	2.2	2.8	1.6	4.0



くはなっていますが、発生件数との比較では決して減少とは言えません。

建物火災の主な出火原因

建物火災の主な出火原因(表2)は、「たばこ」「こんろ」「ストーブ」「放火」が毎年上位に挙げられています。昨年は、全ての火災を含め「たばこ」が原因の火災は発生しませんでした。また、電気機器・装置、配線やコンセントの短絡など、電気関係が要因で火災となるケースが年々増加しています。最近では携帯電話などのリチウムイオンバッテリーからの出火事例も多く聞かれるようになりました。

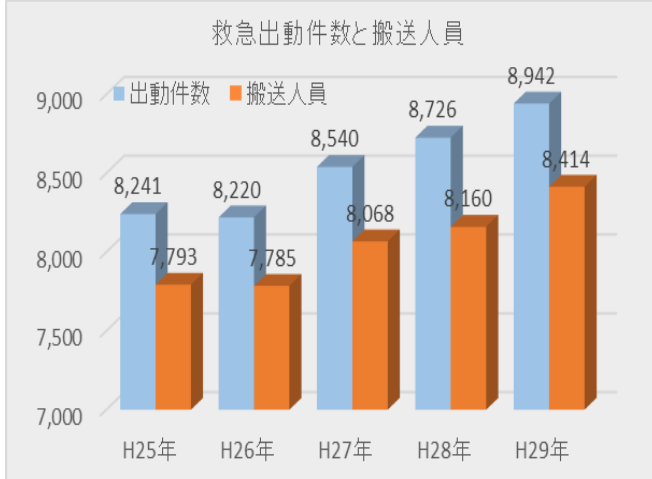
※「電気関係」とは、電気機器・装置、配線・コンセントなどが出火原因。

救急統計

増加する救急出動

平成29年中の救急車の出動件数は8942件、延べ8414人が救急搬送されています。いずれも過去最高値で前年より216件、搬送人員は254人増加しています。

搬送人員のうち、高齢者(65歳以上)は4780人で、全体の57%を占め、交通事故を除く怪我(分類では一般負傷)や急病で搬送された高齢者になる60%を超えています。10年間で搬送人員は1755人増加し、そのうち

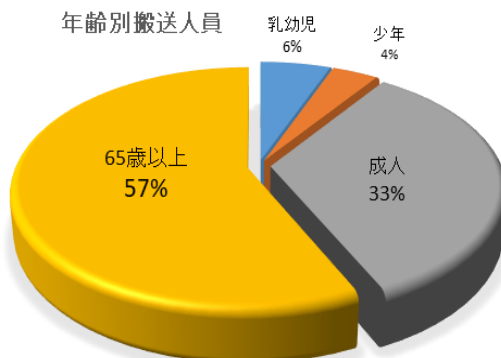


適正利用にご協力を!

救急要請が重なる、遠方に待機する救急車が出動することになり、現場への到着に時間を要してしまいます。また、救急搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症(軽症者全員が救急車の利用が不適切ということではない)であるという現状もあります。

限りある搬送資源である救急車を、本当に必要とする方のために活用できるように、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

年齢別搬送人員



消防通信

○ストーブ火災を予防するポイント

暦の上では春ですが、春とは名ばかりでまだまだ寒い日が続き、どの家庭でも暖房器具が手放せません。そこで火災原因の上位であるストーブを安全に使用し、火災を防ぐために、次のポイントに心掛けましょう。

★周りは整理整頓

ストーブの近くに布団、衣類、雑誌などの燃えやすいものが置いてあったり、ストーブの上に洗濯物を干したり、カーテン等の近くで使用すると、ちよつとしたはずみでストーブに接触し、出火するおそれがあります。常にストーブの周りは整理整頓をして、部屋から離れるときはストーブを消しましょう。



★給油するときは必ず火を消す

石油ストーブに火を点けたまま給油すると、こぼれた灯油に燃え移るおそれがあるので、給油するときは必ず火を消したのを確認してから行いましょう。

★スプレー缶には注意

スプレー缶を使用中のストーブの上や近くに放置していると、熱で温められて破裂するおそれがあります。また、ストーブの近くでスプレー缶を使用すると、スプレー缶の可燃性ガスに燃え移り火災になるおそれがあります。スプレー缶を点けていない部屋では、スプレー缶を使用しないでください。

★定期的なお手入れ

ストーブを安全、快適に使用するため、お手入れを定期的に行いましょう。変な音、変なおい、異常に熱くなる等の現象が起きたら、すぐに使用をやめて販売店やメーカーに相談しましょう。

★内部に灯油を残さない

ストーブを片付けるときは、内部の灯油を完全に燃やしましょう。もったいないからとそのまますると、危険であり故障の原因にもなります。ポリ容器の中でも同じことです。たくさん残っているときは、ガソリンスタンドに引き取ってもらいましょう。

○違反対象物に係る公表制度

重大な消防法令違反の建物の名称等をホームページで公表する制度が平成三十年四月一日から始まります。

- (1) 違反対象物公表制度とは・・・建物を利用する方が安心して利用していたくために、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。
- (2) 重大な消防法令違反とは・・・消防法令で設置が義務付けられているにもかかわらず、屋内消火栓設備・・・



スプリンクラー設備・自動火災報知設備が設置されていない場合、公表の対象となります。

(3) 公表の対象となる建物とは・・・

右記の違反が確認された不特定多数の人が利用する飲食店、百貨店、ホテルなど。また病院や福祉施設のように一人で避難することが困難な方が利用する建物が対象となります。

(4) 公表の方法・内容とは・・・

消防本部のホームページに、建物の「名称、所在地、違反の内容」等を掲載します。

(5) 公表の時期は・・・

消防機関が違反を確認、関係者に違反を通知してから一定の期間が経過しても是正されない場合に違反が是正されるまで公表します。

【お問い合わせ】

桑名市消防本部予防課

☎ 0594 (24) 5282



我が家の住宅用火災警報器

今すぐチェック！

★10年が交換の目安です

住宅用火災警報器（住警器）は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、本来の機能が正常に作動しなくなります。製造又は取付けから10年が交換の目安です。

★点検のポイント

- (1) 取付けたとき記入した設置年月又は製造年月を確認する。
- (2) 点検用ボタンまたは紐を引くと、正常な場合は「ピーピー」、「火事です！火事です！」などの警報音が出ます。また、電池式の住警器は電圧低下で本来の機能が働かなくなるのと、概ね72時間警報音又は警報ランプで知らせます。
- (3) (2)の点検で正常に作動しても10年以上経過している場合は、交換することをお勧めします。

◎住宅火災の現状

平成28年中の建物火災は全国で2万9911件発生し、全体の57%を占め、用途別に調査した結果では、住宅の用途（共同住宅含む）が最も多く、約54%の半数以上を占め、住宅火災における死傷者の発生率は非常に高くなっています。

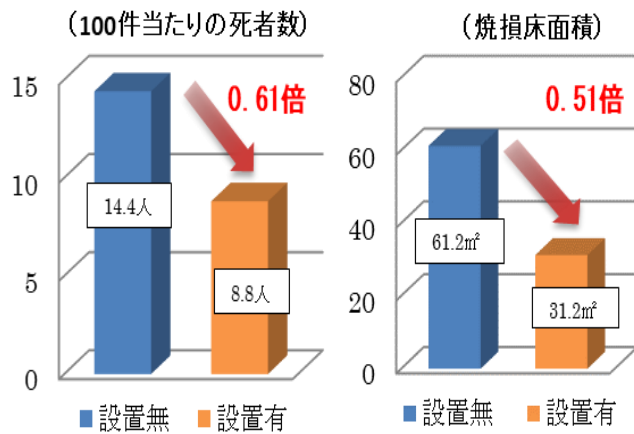
★死者の多くは高齢者

桑名市消防本部管内の平成19年から28年までの10年間で、建物火災に

よる死者は20人、そのすべてが住宅火災によるものです。全国のデータと比較しても、死者の発生割合は更に高くなっています。

★住宅用火災警報器の効果

平成26年から平成28年まで3年間、失火を原因とした住宅火災について、住警器の効果进行分析した結果、住警器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生率は約4割減、焼損床面積や損害額は概ね半減しています。このように住警器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少することになります。



～ 桑名市消防本部からのお知らせ ～

住宅用火災警報器の取付けをお手伝いします



設置支援対象者

住宅用火災警報器を設置または交換したいけど、天井等に取付けることが困難な高齢者（概ね65歳以上）や障害者世帯のうち、取付けを希望する世帯に消防職員が訪問して取付けのお手伝いをします。

ご用意していただくもの

あらかじめ住宅用火災警報器のご用意（購入）をお願いします。（電池式に限る。）

申込み・問い合わせ

桑名市消防本部予防課へ
電話 0594-24-5279
FAX 0594-24-5281
平日の8時30分～17時15分まで



消防署では、消火器や住宅用火災警報器の訪問販売を行なうことはありません。悪質な訪問販売には十分注意して下さい。